

新発田市監査委員公表第2号

財政援助団体等に対する監査結果の公表について

財政援助団体等に対する監査を実施したので、その結果を地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月12日

新発田市監査委員 坂 上 徳 行

新発田市監査委員 中 村 功

財政援助団体等の監査結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による令和7年度財政援助団体に対する監査を、新発田市監査基準に準拠し実施した。

1 監査を実施した者

監査委員 坂上徳行
監査委員 中村功

2 監査の種類

財政援助団体の監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体

「ももクロ春の一大事2025 in新発田市」開催実行委員会

(2) 監査対象補助金等

「ももクロ春の一大事2025 in新発田市」開催実行委員会負担金

4 監査の実施内容及び着眼点

監査の実施に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、以下の項目を監査の着眼点として実施した。

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符号するか。
- (2) 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は、適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画並びに交付条件に従って実施され、十分効果をあげているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適切か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金がある場合において、その返還時期等は適切か。

5 監査の実施場所

新発田市役所別館 監査委員事務局執務室及び行政委員会室

6 監査の期間

令和7年11月13日から令和7年12月8日まで

7 監査の方法

「ももクロ春の一大事2025 in新発田市」開催実行委員会事務局長から事業の概要について説明を受け、あらかじめ提出された監査調書に基づき、市の負担金に関する諸帳簿類の監査を行うとともに、必要に応じ関係職員から説明を求めて実施した。

8 監査の結果

負担金は、事業の目的に沿って執行されたと認めるが、団体規約や事務手続上において、以下のとおり適正を欠く事項が確認された。

(1) 団体規約について

実行委員会の組織について、団体規約に監事が規定されていなかった。

(2) 契約行為について

①主催者との契約について

今回のイベント開催は、各種条件を承諾した上での応募であったことは理解するが、イベントの詳細に渡る確認事項やリスク分担などの取決めをした契約書・協定書等がなかった。今後、同様の事業実施の際は、不測の事態を考慮して方策をとられたい。

②実行委員会予算での各種契約について

本来、契約行為を伴う経費執行において、何ら契約手続が行われていないものが見受けられた。準公金であることから、執行予定額の区分に応じて、市の各種規則等に準じた契約手続を経た上で執行されたい。

(3) 会計処理について

①立替払について

市の負担金を収入する前に必要とした事業費の執行に際し、職員等による立替払が確認された。

事業実施には、計画的な予算執行を念頭に事前の負担金請求を行われたい。

②予算の流用について

各経費項目の予算不足に対して、流用手続の取決めが行われていなかった。

実行委員会の予算説明の折、口頭では行っていたとのことであるが、議事録に記載されておらず、予算書上にも明記されていなかった。

③伝票処理について

伝票処理で、請求書の検収印及び支出伝票の支出命令の際に、事務局長の決裁がないものが見受けられた。

④出納帳簿について

- ・ 出納帳簿に支出月日の誤りが見られた。
- ・ 出納帳簿に記載のない金銭の出し入れ（収入支出同額のもの2件）が見られた。

(4) 会計監査について

一部において適正を欠く会計処理が見られたにもかかわらず、会計監査報告では、適正に処理されていると報告されていた。

なお、負担金に係る各経費について、計画的に精査、執行し、更なる事務の透明性の確保に努められたい。

また、その際には、準公金であることを念頭に、新発田市の事務手続に準拠し、適正に処理されたい。